

令和3年度

滋賀県交通安全実施計画



滋賀県交通安全対策会議

は じ め に

令和2年中に県内で2,893件の人身交通事故が発生し、49人の尊い命が失われ、3,555人の方が負傷されました。

交通事故発生件数および負傷者数は、関係機関・団体や県民の皆様の継続的かつ真摯な取組により、10年連続で減少し、死者数は前年に比べ8人減少しました。全交通事故死者数のうち、自動車運転中の死者数が大幅に増加し、高齢者の死者数のうち75歳以上が63.6%を占めるなど、依然として厳しい状況となっています。また、子どもが犠牲となる痛ましい交差点事故や多重衝突事故が発生しており、引き続き子どもを交通事故の被害から守るための移動経路の確保と高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっています。

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づき作成した第11次滋賀県交通安全計画（令和3年度～7年度）を的確に推進するため、令和3年度の県内における陸上交通の安全に関し、県および国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策を定めたもので、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない安全・安心な滋賀を目指すことを基本理念とし、計画の最終年となる令和7年までに年間の交通事故死者数を35人以下、重傷者数を290人以下とすることを目指しています。交通事故のない安全・安心な滋賀の実現に向けて確実に歩を進めるため、この実施計画に基づき、滋賀県交通安全対策会議の構成員が相互に緊密な連携を図りながら、市町をはじめ関係機関・団体や県民の皆様との協働のもとに、各種の施策を着実に推進してまいります。

滋賀県交通安全対策会議

目 次

令和3年度交通安全実施計画

第1章 道路交通の安全	1
第1節 道路交通環境の整備	1
(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化	2
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	2
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	4
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	7
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	7
(7) 無電柱化の推進	8
(8) 効果的な交通規制の推進	8
(9) 自転車利用環境の総合的整備	9
(10) 高度道路交通システムの活用	9
(11) 交通需要マネジメントの推進	10
(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	11
(13) 総合的な駐車対策の推進	12
(14) 道路交通情報の充実	13
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	14
(16) ウォークアブルな公共空間の整備	15
第2節 交通安全思想の普及徹底	16
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	16
ア 幼児に対する交通安全教育	16
イ 小学生に対する交通安全教育	16
ウ 中学生に対する交通安全教育	18
エ 高校生に対する交通安全教育	19
オ 成人に対する交通安全教育	20
カ 高齢者に対する交通安全教育	21
キ 障害者に対する交通安全教育	22
ク 外国人に対する交通安全教育	22
(2) 効果的な交通安全教育の推進	22
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	22
ア 交通安全運動の推進（県民総ぐるみ運動）	22
イ 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）	24

ウ	自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）	25
エ	後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	26
オ	チャイルドシートの正しい使用の徹底	27
カ	反射材用品等の普及促進	27
キ	飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進	27
ク	交差点事故防止対策の推進	28
ケ	効果的な広報の実施	28
コ	その他の普及啓発活動の推進	28
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	29
(5)	住民の参加・協働の推進	29
第3節 安全運転の確保		30
(1)	運転者教育等の充実	30
(2)	運転免許制度の改善	32
(3)	安全運転管理の徹底	33
(4)	事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	34
(5)	交通労働災害の防止等	35
(6)	道路交通に関連する情報の充実	35
第4節 車両の安全性の確保		36
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	36
(2)	自動運転車の安全対策・活用の推進	37
(3)	自動車の検査および点検整備の充実	37
(4)	自転車の安全性の確保	38
第5節 道路交通秩序の維持		39
(1)	交通の指導取締りの強化等	39
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	39
(3)	暴走族対策の推進	40
第6節 救助・救急活動の充実		41
(1)	救助・救急体制の整備	41
(2)	救急医療体制の整備	42
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	42
第7節 被害者支援の充実と推進		43
(1)	損害賠償の請求についての援助等	43

(2) 交通事故被害者支援の充実強化	43
第8節 研究開発および調査研究の充実	44
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	44
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	44
第2章 鉄道交通の安全	46
(1) 鉄道交通環境の整備	46
(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及	47
(3) 鉄道の安全な運行の確保	47
(4) 鉄道車両の安全性の確保	48
(5) 救助・救急活動の充実	49
(6) 被害者支援の推進	49
第3章 踏切道における交通の安全	50
(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進	50
(2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施	51
(3) 踏切保安設備の整備	51
(4) 踏切道の統廃合の促進	51
(5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置	51
(参考資料) 全国・滋賀県・市町の交通統計	
1 令和2年都道府県別交通事故発生状況	1
2 令和2年県内の各種交通事故発生状況(前年対比)	2
3 令和2年市町別交通事故発生状況	6

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

未就学児緊急点検結果、および通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所に対する対策等を実施し、安心安全な通学路の確保を図る。

2 計画の内容

未就学児緊急点検結果、および通学路緊急点検結果を受けて、下記の内容を実施する。

- ・未就学児緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- ・通学路緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- ・公安委員会その他関係機関と連携した面的・総合的な対策を実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

平成26年度に全市町が策定した通学路交通安全プログラムに基づいた点検、対策、検証、改善（PDCAサイクル¹）を回すことにより、通学路の安全確保を推進するとともに、令和元年度に実施した、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえた要対策箇所の安全対策を推進する。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年に1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険箇所を発見し、不具合があれば速やかに修繕を行う。

2 計画の内容

- ・通学路交通安全プログラムによる対策箇所について対策を行う。
- ・未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえた対策を行う。
- ・自転車パトロールについては、年1回程度実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
-----	---------------------------------------

¹ PDCA サイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことによって業務を継続的に見直していく手法

実施機関	警察本部交通規制課
------	-----------

1 計画の実施方針および重点

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
- (2) 通学路等における交通安全の確保
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間の整備

2 計画の内容

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
 - ア 「ゾーン30」の新規整備に向けた検討と既設区域の実効性のある整備
 - イ 高輝度道路標識・道路標示の整備、信号灯器のLED化
 - ウ 外周幹線道路の交通円滑化対策
 - エ バリアフリー法に基づく生活関連道路を中心としたバリアフリー対応型信号機の整備と適正管理
- (2) 通学路等における交通安全の確保
 - ア 通学路等の合同点検の実施と結果に基づく対策の推進
 - イ 押ボタン式信号機、歩行者用灯器の整備と適正管理
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間の整備
 - ア 信号機のLED化、道路標識の高輝度化の推進
 - イ 高度化PICS整備の推進

種別	(2)高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化
実施機関	土木交通部道路整備課

1 計画の実施方針および重点

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

2 計画の内容

大津能登川長浜線（山手幹線）や宇治田原大石東線（大津SIC）の整備を推進する。

種別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故ゼロプラン、事故危険箇所対策を推進する。
- (2) 道路交通渋滞の緩和、交通安全の確保を図るため、適切に機能分担された道路網の整備を推進する。

2 計画の内容

- (1) 交通事故分析の充実および事故対策ノウハウの蓄積・活用を行う。
 - ・道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者も交えた事故調査および分析体制の強化を図る。
 - ・事故危険箇所の中から3箇所程度を選定し、対策を立案する。
 - ・過年度に対策を実施した事故危険箇所等について、対策の効果検証を多面的に実

施し、その後の状況を把握するとともに、対策完了の判断および更なる対策の必要性について検討を行う。

(2) バイパス等の整備を進め、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の防止、通過交通車両の削減と分散を図る。

- ・一般国道1号
水口道路、栗東水口道路Ⅰ、栗東水口道路Ⅱの事業継続
- ・一般国道8号
塩津バイパス、米原バイパス、野洲栗東バイパス、米原貨物ターミナルの事業継続
- ・一般国道161号
湖北バイパス、小松拡幅、湖西道路（真野～坂本北）4車線化の事業継続
- ・一般国道307号
信楽道路の事業継続

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故危険箇所対策の推進
- (2) 幹線道路における交通規制
- (3) 交通安全施設等の高度化

2 計画の内容

- (1) 事故危険箇所対策の推進
交通事故分析や交通量等の交通状況を十分勘案した事故危険箇所における真に必要な交通規制の整備
- (2) 幹線道路における適正な交通規制
道路環境と交通状況を勘案した、速度規制と追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制の見直しを推進
- (3) 交通安全施設等の高度化
 - ア 交通実態と必要性に応じた集中制御化等の信号機の高度化改良
 - イ 信号灯器のLED化の推進
 - ウ 道路標識、道路標示の高輝度化

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

道路改築事業の実施にあたっては、必要に応じ県の道路構造令や滋賀県近江の道づくりマニュアル（案）に基づいて車両と歩行者との通行空間の分離を図る。

2 計画の内容

道路の改築による道路交通環境の整備

〔 補助事業 〕

補助道路整備事業 8,875,065千円

[単独事業]

単独道路改築事業（改築） 1,439,615千円

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

高速自動車国道における事故防止対策の推進

2 計画の内容

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応のため、名神高速道路において、名神集中工事を実施する。

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を図る。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努める。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進める。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進める。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進める。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進める。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

【補助事業】

歩道整備事業等 1,541,073千円

【単独事業】

歩道整備事業等 314,105千円

その他（交安2種） 125,000千円

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

市街地における道路混雑解消と交通事故防止を図り、自転車や歩行者の安全を確保するため、都市計画道路の整備を推進する。

2 計画の内容

都市計画事業

(単位：千円)

種 別	箇所数	事業費
県 事 業	6	3,115,910
市 町 事 業	16	1,685,137
合 計	22	4,801,047

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	農政水産部耕地課

1 計画の実施方針および重点

県営事業および団体営事業により実施する農道や農業集落道路等における交通事故防止のため、交通安全対策等の整備を行う。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位：千円)

工 種	単位	県 営 事 業		団 体 営 事 業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
防 護 柵	m	1,502	27,507	6,257	140,400
道 路 標 識	基	0	0	0	0
区 画 線	m	0	0	0	0
視 線 誘 導 標	基	10	186	0	0
反 射 鏡	基	0	0	0	0
防 犯 灯	本	0	0	0	0

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全施設等の戦略的な維持管理・更新
- (2) 歩行者・自転車対策および生活に密着した身近な道路等対策の推進
- (3) 幹線道路対策の推進
- (4) 交通円滑化対策の推進
- (5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

2 計画の内容

(1)～(5)

事業		事業量	予算(千円)	
補助事業	交通管制	端末対応設定費	28,870	
		制御機更新	32基	53,440
		情報収集装置	60式	29,520
		光ビーコン更新	12基	7,992
		監視用カメラ更新	1基	4,550
		調査委託費		2,736
	信号機	新設	2式	10,804
		更新	45基	59,142
		改良	12基	11,842
		信号灯器改良(LED化)	35式	39,840
		信号柱の更新	20本	16,600
		交通信号機調査委託費		5,722
	道路標識(路側式)	300本	23,400	
	道路標識(オーバーハング)	30本	19,200	
	道路標示 横断歩道(高輝度)	49km	79,942	
	道路標示 実線(高輝度)	23km	24,578	
	標識標示調査委託費		422	
交通管制中央装置リース料		55,884		
補助事業合計			474,484	

事業		事業量	予算(千円)
県単独事業	信号灯器の増灯等	50灯	12,190
	移設費	150箇所	51,000
	信号制御機更新	34基	36,992
	電車連動信号制御機更新	1基	14,986
	交通信号機調査委託費		7,170
	道路標識(路側式)	330本	33,396
	道路標識(オーバーハング柱)撤去	230本	26,565
	道路標示 横断歩道(高輝度)	57km	64,049
	道路標示 実線(高輝度)	31.6km	26,226
	標識標示調査委託費		4,653
	速度自動取締装置撤去調査委託費		4,177
	速度自動取締装置撤去	3箇所	45,767
	中央線変移システム交通量調査	1箇所	8,000
	県単独事業合計		

- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進
住民参加の交通安全総点検の推進

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全に資するため、交差点の立体化、右折レーンの整備等を行い、交差点改良を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進し、自動車からの二酸化炭素排出の抑止に努める。
- (2) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けてつづ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

(単位：百万円)

工 種		単 位	事業量	事 業 費
一 種 事 業	歩道等（バリアフリー化含む）	箇所	4	127
	交 差 点 改 良	箇所	4	301
	交 通 安 全 対 策	箇所	3	1,119
	小計			1,547
二 種 事 業	簡易パーキング（防災拠点化を含む）	式	1	478
	防 護 柵			
	道 路 標 識			
	情報機器（道路情報提供装置）			
	区 画 線			
小計			478	
合 計				2,025

種 別	(5)高齢者等の移動手段の確保・充実
実施機関	土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

地域特性に応じた公共交通ネットワークを形成

2 計画の内容

地域鉄道や路線バス等に対する支援や利便性向上と利用促進の取組を実施するとともに、福祉輸送や事業者送迎サービス等の地域のあらゆる移動手段も活用することで、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築する。

種 別	(6)歩行者空間のユニバーサルデザイン化
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障がい者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を推進する。

2 計画の内容

バリアフリー基本構想エリア等において、下記の内容を実施する。

『高齢者・身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

種 別	(7)無電柱化の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

公共施設や商業ビルが建ち並び、人が集中する地域において、電線類の地中化による無電柱化を進めることで、都市景観の向上を図る。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

- ・ 国道1号本宮地区（大津市）、小柿地区（栗東市）、国道8号東沼波地区（彦根市）の事業継続

種 別	(7)無電柱化の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

滋賀県無電柱化推進計画に基づき、防災、安全かつ円滑な交通の確保や、良好な景観の形成等のまちづくりの観点から、必要な道路において無電柱化を推進する。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

- ・ 一般県道彦根米原線（彦根市）、一般県道彦根港彦根停車場線（彦根市）等の事業継続

種 別	(8)効果的な交通規制の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 速度規制の見直し
- (2) きめ細やかな駐車規制の推進
- (3) 信号機の運用改善の推進

2 計画の内容

- (1) 速度規制の見直し
道路環境と交通実態を勘案した適正な速度規制の見直しを行う。
- (2) きめ細やかな駐車規制の推進
道路環境や交通量、駐車需要に応じたきめ細やかな駐車規制を推進する。
- (3) 信号機の運用改善の推進
交通実態を考慮した秒数変更等の運用改善を行う。

種 別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自転車と歩行者の錯綜を防止し、交通安全の向上を図る。
- (2) ビワイチにおいて、一部ルートの変更があったことから、安全で快適な自転車利用環境整備を行う。

2 計画の内容

- (1) 国道161号高島市鶴川～大津市北小松地区において、自転車通行帯の整備工事を行う。
- (2) 国道161号大津市坂本3丁目～下坂本2丁目において、ビワイチの整備工事を行う。

種 別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通の安全と円滑に資する自転車利用環境の整備を推進する。

2 計画の内容

自転車利用環境および交通の安全と円滑を考慮した交通規制を推進する。

種 別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

自転車が安全かつ円滑に利用できるよう、かつ歩行者の通行に支障をきたすことの無いよう、自転車走行空間の創出を推進する。

2 計画の内容

自転車が安全かつ円滑に通行できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを総合的に考慮し、自転車歩行者道等による自転車走行空間の創出を推進する。

【補助事業】

ビワイチ整備事業等 304,712千円

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、高度道路交通システム（ITS）の構築を推進する。

2 計画の内容

道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS や ITS スポット等の整備・拡充を推進する。

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路交通情報通信システムの整備
- (2) 新交通管理システムの推進
- (3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進

2 計画の内容

- (1) 道路交通情報通信システムの整備
リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS の整備、適正管理を推進する。
- (2) 新交通管理システムの推進
光ビーコンを活用した新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき安全・円滑な交通社会を実現する。
- (3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進
ゆとりある運転が可能となる環境を作り出すことによって、交通事故の防止を図るため、信号情報活用運転支援システムの整備を推進する。

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性の向上を実現する。

2 計画の内容

より高度で詳細な道路交通情報の収集・提供のため、自動車走行履歴（ETC2.0プローブ情報）の収集を行い、生活道路対策および交通安全対策に活用する。

種 別	(11)交通需要マネジメントの推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の整備や交差点改良等の交通容量の拡大を推進する。

2 計画の内容

関係機関と連携し、渋滞対策を推進する。

種 別	(11)交通需要マネジメントの推進
-----	-------------------

実施機関	西日本高速道路(株)関西支社
------	----------------

計画の内容

名神集中工事の実施期間中において、特設のホームページにて渋滞の情報を掲載し、交通の分散化を図る。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路に沿って建ち並ぶ電柱・電線類の地中化を進めることにより、地震時における電柱の倒壊を防止し、緊急輸送道路の機能向上や情報通信ネットワークの信頼性向上等を図る。
- (2) 地震等の災害発生時に「道の駅」が一時避難場所や救助復旧活動の拠点として活用できるように防災拠点化施設の整備を推進する。
- (3) 災害時における安全な道路交通を確保するため、災害状況、交通規制等に関する情報を提供する既存IT設備の有効活用を図る。
- (4) 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保のため、既存IT設備の信頼性向上を図る。

2 計画の内容

- (1) 電線類の地中化として、国道1号本宮地区（大津市）、小柿地区（栗東市）、国道8号東沼波地区（彦根市）の事業を継続する。
- (2) 道の駅の防災拠点化へ向けた取組として、道の駅『竜王かがみの里』と『マキノ追坂峠』において、災害時の防災拠点化に向けた調査設計、工事を実施する。
- (3) 災害、危険箇所、交通規制等におけるCCTVの有効活用を図る。また、道路交通情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を図る。
- (4) 老朽化にともなう障害が多発する機器について、全面的な改修を行い、機器動作の安定性、信頼性向上を図る。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備・更新
- (2) 災害発生時における交通規制
- (3) 災害発生時における情報提供の充実

2 計画の内容

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備・更新
 - ア 住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するため、交通監視カメラや交通情報板等の交通安全施設等の指示管理・更新
 - イ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置や、老朽化した信号機の計画的な更新
- (2) 災害発生時における交通規制

緊急車両等の交通ルートを確保するため、迅速かつ的確な交通規制を実施できるよう関係団体と連携した実践的な交通規制訓練を実施する。

(3) 災害発生時における情報提供の充実

緊急交通路や緊急輸送道路等の確保および道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資する交通監視カメラや車両感知器の適切な維持管理・更新を行う。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

阪神大震災、東日本大震災、熊本地震の震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全な道路づくりを目指す。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇所です災害防除事業を実施する。

2 計画の内容

災害発生等に備えた安全の確保 (単位：千円)

工 種	補 助 事 業	
	箇所数	事業費
災 害 防 除	15	1,139,190

種 別	(13)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 違法駐車車両への取締り活動の強化による駐車秩序の確立
- (2) 放置駐車違反車両使用者に対する責任追及

2 計画の内容

(1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立

違法駐車対策は、円滑な交通流の確保や歩道等が設置されていない道路における歩行者等の安全な通行を確保し、良好な道路交通環境を確立するうえで重要であるため、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締り活動を推進する。

また、地域の違法駐車の実態に即した取締り活動を実施するため、

- ・ 駐車監視員活動ガイドラインの定期的な見直し
- ・ 地域住民の意見や要望の把握

を行い、駐車秩序を確立する。

(2) 放置駐車違反車両の使用者に対する責任追及

放置違反金の納付命令による使用者責任の追及を実効的なものとするため、

- ・ 放置違反金滞納防止のための車検拒否制度の有効活用
- ・ 放置駐車常習者に対する迅速な車両の使用制限命令制度の適用
- ・ 任意納付に応じない悪質滞納者への適正な滞納処分の執行

を行い、放置違反金制度に基づく違法駐車対策を推進する。

種 別	(13)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課、商工観光労働部中小企業支援課

1 計画の実施方針および重点

- (1) きめ細かな駐車規制の推進
- (2) 補助制度を利用した駐車場の整備の推進

2 計画の内容

- (1) 地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。
- (2) 自治振興交付金（商店街基盤施設等整備事業）により商店街顧客専用駐車場の借地料および共同駐車場の設置に対して支援を行う。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

- (1) 情報収集・提供体制の充実
- (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

- ・中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な運用を推進する。
- ・各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。
- ・コミュニティ放送局は、市町の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。
滋賀県内では、令和3年4月1日までに4局が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。

(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上に努める。
- (2) 分かりやすい道路交通環境の確保を行う。

2 計画の内容

- (1) 冬期積雪箇所CCTV画像のインターネット提供、Twitterによる道路情報の発信を行う。
- (2) 主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進により、国際化の進展への対応に努める。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

多様化するドライバーのニーズにこたえとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置の整備と提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

必要に応じ適切な箇所に道路情報提供装置の新設、あるいは既設設備の更新を行い情報提供体制の充実を図る。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

道路交通情報の充実

2 計画の内容

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト（アイハイウェイ）等により、情報提供体制の充実に努める。

また、お客様センターにて24時間体制でお客様の問い合わせに対応する。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路利用の適正化を推進するために、不法占用調査および指導、特殊車両の指導取締を引き続き実施する。

2 計画の内容

- (1) 不法占用を調査し、適正化の指導を行う。
- (2) 豊郷計量所において12回の特殊車両指導取締を行う。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路の使用および占用の適正化等
- (2) 気象に応じた安全の確保

2 計画の内容

(1) 道路の使用および占用の適正化等

安全かつ円滑な道路交通を確保する道路使用許可の適正な運用を行う。

(2) 気象に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、気象・路面状況等の的確な収集による適切な情報提供を行う。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

計画の内容

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が予想されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行う。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

路上遊戯等による子どもの交通事故防止を図るため、近隣公園、地区公園、運動公園等の整備を推進する。

2 計画の内容

子どもの遊び場等の確保

(単位：千円)

種 別		箇所数	事業費
市町事業	近隣公園	1	93,000
	総合公園	1	76,000
	運動公園	1	166,240
	緑地	1	142,363
県事業	総合公園	1	5,170,000
計		5	5,647,603

種 別	(16)ウォーカブルな公共空間の整備
実施機関	土木交通部都市計画課

計画の内容

車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲における既存ストックの修復・利活用を図る。

まちなかウォークブル推進事業 (単位：千円)

種 別	箇所数	事業費
市町事業	1	2,740

第 2 節 交通安全思想の普及徹底

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部道路保全課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ア 幼児に対する交通安全教育〕

- (1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化（道路保全課）
- (2) 指導者の育成と資質の向上（道路保全課）
- (3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実（道路保全課、交通企画課）
- (4) 保育所等における交通安全指導の強化（子ども・青少年局）

2 計画の内容

- (1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化
就学前の幼児と母親を対象とした幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成を促進するとともに、既成クラブに対する育成指導を強化する。
- (2) 指導者の育成と資質の向上
市町交通指導員、各クラブ指導者を対象に合同研修会を開催するほか、指導資料を作成して資質の向上を図る。
- (3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実
市町、幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）等を通じて、交通安全教育を効率的に実施するためのビデオ、DVDおよび資料等を提供し、幼児に対する交通安全教育を推進する。
基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して紙芝居やDVD等の視聴覚教材を活用した交通安全教室等の実施に努める。
- (4) 保育所等における交通安全指導の強化
保育所等に対して、日常の保育活動や遊びの中で、交通安全に関する注意力、事故防止等、幼児の交通安全教育を推進する。
また、保育所等の通所時および園外活動における安全の確保等について、指導監査時や通知等により要請する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔イ 小学生に対する交通安全教育〕

小学生に対する啓発の推進

児童が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に、自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

- ・交通安全教育指導者講習会 令和3年8月6日開催
内容：一般教員を対象とし、交通安全教育を含む学校安全に関わる講習会
- ・子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和3年6月25日開催
令和4年2月3日開催予定
内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

カ 歩行者および自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めるため、小学校等と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げ関心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 小学生に対する啓発の推進

ア 長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての公立小学校に送付して、その中で交通安全について小学生・保護者への啓発を依頼し、小学生が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

イ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。

(4) 学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請（中止）

(5) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 中学生に対する交通安全教育〕

中学生に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

- ・交通安全教育指導者講習会 令和3年8月6日開催

内容：一般教員を対象とし、交通安全教育を含む学校安全に関わる講習会

- ・子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和3年6月25日開催

令和4年2月3日開催予定

内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

カ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車教室等の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 中学生に対する啓発の推進

長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・

保護者への啓発等について」（通知）をすべての公立中学校に送付して、その中で交通安全について中学生・保護者への啓発を依頼し、中学生が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。

(5) 学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請（中止）

(6) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔エ 高校生に対する交通安全教育〕

高校生に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。また、滋賀県公立高等学校PTA連合会からの要請を受けて、連携して「3 + 1 ない運動」を進め、自動二輪車等の事故防止に努める。

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の実施

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

- ・交通安全教育指導者講習会 令和3年8月6日開催予定
内容：一般教員を対象とし、交通安全教育を含む学校安全に関わる講習会
- ・子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和3年6月25日開催予定
令和4年2月3日開催予定

内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 二輪車の運転者および自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校、関係団体等と連携した自転車教室や、二輪車の運転免許取得者を対象とした講習会等の実施に努める。

カ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての県立高等学校に送付して、その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。

(5) 学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請（中止）

(6) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

県立高校1年生に自転車ヘルメット着用啓発チラシを配布する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課、教育委員会事務局生涯学習課

1 計画の実施方針および重点

〔オ 成人に対する交通安全教育〕

- (1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進（道路保全課）
- (2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ（道路保全課）
- (3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化（道路保全課）
- (4) 効果的な交通安全教育の推進（交通企画課、道路保全課、生涯学習課）

2 計画の内容

(1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進

県が実施する研修会等において交通安全に対する認識を深めるように呼びかける。

(2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかける。

(3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路の利用形態別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、交通安全に関する資料の提供など積極的な支援を行う。

(4) 効果的な交通安全教育の推進

- ア 対象別に、より交通実態に即した実践的な交通安全教育を継続的に推進する。
- イ 関係機関・団体等との連携による計画的な交通安全教育を推進する。
- ウ 成人から高齢者に至るまでの段階的に創意工夫した交通安全教育を実施する。
- エ 県、市町、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を図る。
- オ 指導者の育成、教材等の充実、ホームページやしらがメールを活用して情報発信を行い、交通安全意識を高める。

- カ 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知と正しい自転車の乗り方、マナーの徹底および自転車の損害賠償責任保険の普及促進を図る。
- キ 事業所主体による自動車および自転車安全教育の支援を行う。
- ク 講習は、安全運転に必要な技能・技術および危険予測・回避能力に関する講習、交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さを理解させる講習、交通安全意識・交通マナーの向上および交通ルールを遵守させるための講習等を行う。
- ケ 自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時および免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。
大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車、自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の実施に努める。
- コ 視聴覚ライブラリー（しが生涯学習スクエア）において、交通安全や自転車の正しい乗り方に関する視聴覚教材を整備し貸出す。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔カ 高齢者に対する交通安全教育〕

- (1) 滋賀県レイカディア大学・老人クラブ等を通じた啓発の推進（医療福祉推進課）
- (2) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進（道路保全課）
- (3) あわない・起こさないシルバー無事故運動の実施（道路保全課）
- (4) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進（交通企画課、道路保全課）
- (5) 地域の関係機関・団体等と連携した交通安全教室、訪問指導活動の実施（交通企画課、道路保全課）

2 計画の内容

(1) 滋賀県レイカディア大学・老人クラブ等を通じた啓発の推進

県老人クラブ連合会が開催する大会や研修会、会議等において高齢者の交通事故防止について啓発を行うとともに、各市町の老人クラブ連合会等での積極的な交通安全研修会の実施につなげていく。また、県老人クラブ連合会の広報誌等を活用して、交通安全意識の高揚に向けた広報活動を実施する。

滋賀県レイカディア大学において高齢者の交通安全についての講座を実施し交通安全意識の普及啓発を図る。

(2) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進

実地体験を交えた交通安全教室が実施できる交通安全指導員を養成する。

高齢者の交通安全指導員によって地域の高齢者を対象とした実地体験学習事業が開催されるよう支援する。

(3) あわない・起こさないシルバー無事故・無違反運動の実施

高齢者自らが交通事故防止活動に積極的に参画し、地域ぐるみで交通安全意識を高めることにより交通事故防止を図るため、7月から10月までの4ヶ月間、無事故運動を開催する。

(4) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響や通行車両の直前直後に横断する高齢歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多いことを理解させるように努める。

運転免許を保有していないなど交通安全教育を受ける機会が少なく、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者および自転車利用者の心得や、運転者側から見た歩行者および自転車の危険行動等について理解の促進を図る。

高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を再確認させるため、危険予測トレーニング機器（KYT）や運転技能自動評価システム（オブジェ）等の機器を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。

(5) 地域の関係機関・団体等と連携した交通安全教室、訪問指導活動の実施

交通安全団体で組織された交通安全ボランティアや、平素から高齢者と接する機会の多い自治会役員等関係機関・団体等と連携した交通安全教室の開催や、各地域において交通安全教育の受講機会が少ない高齢者を対象とした家庭訪問を実施し、交通安全パンフレット、反射材用品等を配布するなどして、事故実態に応じた具体的な個別指導・助言等を行う。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

〔キ 障害者に対する交通安全教育〕

交通安全のために必要な技能および知識の習得のための交通安全教室を開催するなど障害の種別や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育の実施に努める。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

〔ク 外国人に対する交通安全教育〕

我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育の実施に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等の実施に努める。

種 別	(2)効果的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動について、効果的に推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課、警察本部交通企画課、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

〔ア 交通安全運動の推進（県民総ぐるみ運動）〕

- (1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進
- (2) 近江路交通マナーアップ運動の実施
- (3) ハイビーム切替え運動の実施
- (4) 前照灯早め点灯運動の実施
- (5) 自転車安全利用の推進
- (6) 高速道路における交通安全運動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進

春・秋の全国交通安全運動のほか、夏期、年末等交通事故が多発する時期に運動を強力に推進する。

県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための絶好の機会であることから、時節や交通情勢を反映した重点を設定し、運動の趣旨等を広く周知するため、活動施策の推進方法について、従来の手法にとらわれることなく不断の見直しを行う。また、運動の際には、「交通事故死ゼロを目指す日」とも連動して取組を行う。

なお、実施に当たっては、より多くの県民が自発的に参加し、地域ぐるみの運動として展開されるよう推進体制を確立するとともに、関係機関・団体の主体的活動を促進し、効果的な推進に努める。

さらに、地域住民が積極的に運動に参加することができるよう、要望・意見等を反映させるとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体や交通ボランティアの活性化および参加促進を図り、特に、次世代の交通安全意識の向上を図るため、学生、社会人等の参加を一層促進するなど、地域の実情に応じた取組を展開する。

ア 年間を通じて実施する強調日（月）

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・交通安全啓発日 | 毎月1日※ |
| ・自転車安全利用日 | 毎月1日※ |
| ・近畿交通安全日 | 毎月15日 |
| ・高齢者交通安全の日 | 毎月15日 |
| ・シートベルト・チャイルドシート着用啓発日 | 毎月20日※ |
| ・横断歩道利用者ファースト運動啓発日 | 毎月25日※ |
| ・近江路交通マナーアップ啓発日 | 毎月25日※ |
| ・ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日) | 毎週金曜日 |
| ・飲酒運転根絶啓発日 | 毎月第4金曜日 |
| ・飲酒運転について考える日 | 毎月第4金曜日 |
| ・交通事故死ゼロを目指す日 | 4月10日・9月30日 |
| ・自転車安全利用月間 | 5月（1か月間） |

（※ ただし、実施日が土日祝日に当たる場合は次の平日に当たる日とする）

イ 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日（火）～4月15日（木）

夏の交通安全県民運動	7月1日（木）～7月10日（土）
秋の全国交通安全運動	9月21日（火）～9月30日（木）
年末の交通安全県民運動	12月1日（水）～12月31日（金）
新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動	令和4年3月15日（火）～ 4月15日（金）

(2) 近江路交通マナーアップ運動の実施

滋賀県内の幹線道路および主要路線において、関係機関と連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や後部座席を含めた全席シートベルトの着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を街頭や個別機関、団体等と呼びかけを行い、交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動実施日：県下一斉街頭啓発日…5月25日・10月26日

通常月の啓発日…原則として毎月25日

実施時間：県下一斉街頭啓発日…それぞれの地域の交通実態に応じた概ね1時間

通常月の啓発日…各機関・団体の実情に応じ実施

(3) ハイビーム切替え運動の実施

夜間における歩行者、自転車事故を防止するため、他の車両等の交通を妨げるおそれのない時は、前照灯をこまめにハイビームに切り替えることによりドライバーの視認性を確保し、交通事故を抑止し重大事故を防止できるよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 前照灯早め点灯運動の実施

特に夕暮れ時は、車両の視認性の低下や、前照灯点灯のタイミングの遅れから、交通事故が多発傾向にあるため、車両の視認性の向上と、ライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高め、交通事故の総量を抑制し重大事故を防止できるよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 自転車安全利用の推進

「滋賀県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されたことから、一層の自転車の安全利用を推進するため、毎月1日の「自転車安全利用日」と5月の「自転車安全利用月間」に、自転車の安全利用に関する啓発活動を実施する。

(6) 高速道路における交通安全運動の推進

各期の交通安全運動に合わせ、サービスエリア等で、関係人員が間隔をあげ、のぼり旗を掲げ、交通安全啓発を実施する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔イ 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）〕

信号機のない横断歩道上における交通事故を未然に防ぐためには、交通ルールの遵守はもとより、ドライバーによる歩行者保護の運転、歩行者による安全確認が求められるほか、道を譲られた際のドライバーに対する謝意など、ドライバーと歩行者双方がコミュニケーションを取り合うことが必要であることから、広報啓発活動などを交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先する義務について強く周知する。

歩行者に対しても、横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断の法令違反が多い実態を踏まえ、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことといった交通ルールの遵守を促す指導啓発を推進する。また、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課

計画の内容

〔ウ 自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）〕

知事より委嘱を受けた「自転車安全利用指導員」が、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、企業等で自転車交通安全教室の実施、街頭等における自転車条例の周知を呼びかける啓発および自転車安全利用の指導の実施等を行う。

事業計画

活動内容	種別	事業量
交通安全教室	実施回数	60回
	対象人数	5,000人
街頭啓発	対象人数	250回
自転車販売店への指導	指導回数	50回
	指導店舗数	250店
ビワイチ参加者への啓発	実施回数	120回
	対象人数	1,400人

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）〕

- (1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底
- (2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化
- (3) 自転車用ヘルメットの着用促進
- (4) 自転車安全教育の推進

2 計画の内容

(1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底

- ・「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で規定される自転車交通安全教育および自転車の安全で適正な利用に関する取組を推進する。
- ・県および市町、学校、自転車関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）や自転車安全利用五則（「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日交通対策本部決定）別添）を活用するなどして、効果的な広報啓発活動を実施し、自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。

自転車は、通勤・通学をはじめ、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多く、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しているため、交通安全教育の実施に努める。

また、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。

さらに、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、保護者に対し、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を推奨する。

加えて、幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用を促進するとともに、幼児二人同乗用自転車について、転倒等の具体的な危険性の周知や、安全利用に係る広報啓発活動を推進する。

- ・自転車の利用者が加害者となる事故が後を絶たないこと等に鑑み、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。

(2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化

商店街、通学路など自転車通行の多い道路等で、関係機関・団体、自転車安全整備士、地域住民等が協働して自転車利用者に対する街頭指導・啓発活動を実施する。

(3) 自転車用ヘルメットの着用促進

ヘルメットの効用等についての広報啓発活動を強化し、条例に規定される自転車に乗車する幼児、児童、65歳以上の高齢者に対するヘルメットの着用を促進する。

(4) 自転車安全教育の推進

学校、教育委員会等と連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育の実施に努めるとともに、スタントマンによる交通事故の再現や自転車シミュレーターを活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図る。

また、発生しやすい事故類型や交通ルールが定められている理由等の説明、児童・生徒間で交通ルールについて理解を深めるプログラム等現行の自転車安全教育の技法を参考にしつつ、更に工夫を加えた技法で教育を行うよう努める。

さらに、自転車安全教育を受ける機会が少ない大学生、成人等に対する自転車安全教育の機会を提供するため、大学等の教育機関や企業等における教育の促進を図る。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔エ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底〕

全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、県および市町をはじめとする関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会や各種広報媒体を効果的に活用した広報啓発を図る。

また、後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなるため、後部座席のシートベルト着用の必要性・有効性を周知するとともに、衝突実験映像等を活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる参加・体験型の交通安全教育の実施に努める。

さらに、高速乗合バス、貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、シートベルト非着用の危険性等を具体的に示した広報啓発活動を強化する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔オ チャイルドシートの正しい使用の徹底〕

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等に適合したチャイルドシートの正しい使用方法および使用効果について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、自動車やチャイルドシートの販売店等と連携して保護者に対する取付け講習会等を開催し、適正な使用方法について指導の徹底等を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

6歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない子供には、チャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔カ 反射材用品等の普及促進〕

薄暮時・夜間において歩行者および自転車利用者が被害に遭う交通事故を防止するため、子どもや高齢者をはじめとする全ての年齢層を対象として、反射材用品、LEDライト等の視認効果や使用方法等について理解を深め、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

また、関係機関・団体と連携した反射材用品等の広報啓発活動を実施する。

さらに、衣服や靴、鞆等への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進〕

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (2) 広報啓発の推進
- (3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

2 計画の内容

(1) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグル等の活用により、体内にアルコールを保有した状態では、安全運転に必要な能力が低下した状態になることを理解させる。

(2) 広報啓発の推進

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性および飲酒運転による交通事故実態を積極的に周知するとともに、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した者、酒類を提供した者および自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等についても周知する。

(3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

県および市町、交通ボランティア、推進委員、安全運転管理者、酒類製造・販売業、酒類提供飲食店等に対して飲酒運転を防止するための取組を要請するほか、「ハンドルキーパー運動」への参加を広く県民に呼び掛けるなどして、地域や職域等における飲酒運転根絶への取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

また、自動車運転代行業の健全化および利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔ク 交差点事故防止対策の推進〕

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等の基本ルール無視が原因であり、交通ルールを遵守させ交通事故を防止するため、関係機関・団体等が連携し、交通監視、街頭指導、啓発活動等を実施して、県民に「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本の周知徹底を図る。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔ケ 効果的な広報の実施〕

県民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、県および市町をはじめとする関係機関・団体等と連携して、各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレットの配布や、交通安全ファミリー作文コンクール等の県民の参加を得て行う広報啓発活動等を推進する。

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に、時機を逸することなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、関係機関・団体等に対してもこれらの資料を積極的に提供し、自主的な交通安全活動の効果的な展開を促進する。

死亡事故多発警報啓発放送など、テレビ・ラジオを通して県民の交通マナーの向上を訴える。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔コ その他の普及啓発活動の推進〕

- (1) 先端技術を活用した普及啓発活動の推進
- (2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

2 計画の内容

(1) 先端技術を活用した普及啓発活動の推進

交通事故の実態について県民の理解を深め、交通事故防止に資する意識の啓発等を図ることができるよう、GIS（地理情報システム）を活用するなどして、交通事故分析情報を分かりやすく公表し、その実態等についての周知を図る。

先進安全自動車に関する技術の開発・普及が促進されていることを踏まえ、技術に対する過信による事故を防止するため、販売事業者を通じた周知を含む広報啓発活動により、技術の限界や使用上の注意点等の理解の促進を図る。

また、自動運行装置を備えた自動車の実用化に対応するための規定を整備する令和元年改正法等が施行されたことを踏まえ、販売事業者等を通じた周知を含む広報啓発活動により、当該装置の機能や使用上の注意点の理解の促進を図る。

(2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

県民総ぐるみによる交通安全意識を高め、「交通事故のない安全・安心な滋賀」実現のための新たな決意の場とする「滋賀県交通安全推進大会」を開催する。

種 別	(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

- ・ 児童の通学時間帯における道路横断時等の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や保護者に対する交通安全教育等の活動に従事している民間ボランティア等に対し、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。
- ・ 民間の交通安全教育チームの支援を行う。
- ・ 地区交通安全協会、安全運転管理者協会等が実施する交通安全推進事業の支援を行う。各種民間団体に対して、交通安全活動への参加と実践を働きかけ、地域ぐるみの交通安全活動推進体制の確立に努める。
- ・ 地区交通安全協会等が実施する交通安全推進事業に対して支援する。
地区交通安全協会(12協会)
高速道路交通安全協議会
滋賀県交通安全女性団体連合会

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

「ヒヤリ地図」の作成や交通安全総点検等の際に、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
-----	----------------

実施機関	総合企画部県民活動生活課
------	--------------

1 計画の実施方針および重点

地域住民との協働による地域での子ども見守り活動等における交通安全対策の推進

2 計画の内容

- ・各地域の自主防犯活動団体等の住民により実施されている「子ども見守り活動」や青色回転灯装着車によるパトロール活動、普段の生活で防犯意識を持ち子どもや地域のことを気にかける「ながら見守り」を通じて、犯罪被害防止の広報や啓発を行うとともに、交通事故抑止等の交通安全対策の重要性を呼びかける。
- ・滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、自転車の安全で適正な利用に加え、自転車の防犯対策についても定めていることから、自主防犯活動団体、警察、市町等と協力し、街頭啓発を中心とする各種活動を通じて、自転車盗難被害防止対策、自転車交通ルール遵守の徹底を自転車利用者に呼びかける。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	健康医療福祉部健康福祉政策課

1 計画の実施方針および重点

ユニバーサルデザインの普及啓発の推進

2 計画の内容

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、はじめからすべての人を含めて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図る。

第3節 安全運転の確保

種 別	(1)運転者教育等の充実
実施機関	警察本部交通企画課、警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高齢運転者対策の充実
- (2) 運転免許自主返納者に対する支援の推進
- (3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
- (4) 運転者に対する再教育等の充実
- (5) 二輪車安全運転対策の推進
- (6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進
- (8) 自動車運転代行業の指導育成等
- (9) 危険な運転者の早期排除

2 計画の内容

(1) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢運転者に対する教育の充実

- ・平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法により、一層充実された高齢者講習の内容が委託先の自動車教習所等で適切に実施されているか随時指導監督を行う。
- ・上記改正法の施行により新設された臨時認知機能検査および臨時高齢者講習（公安委員会直営）を適切に実施し、臨時高齢者講習については、実車指導時に記録したドライブレコーダーの映像を効果的に活用して個人の運動能力に応じた個別指導を実施するなど、きめ細かな交通安全教育を推進する。

イ 臨時適性検査の確実な実施

- ・高齢運転者に対する教育の充実を図るため、75 歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図るとともに、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人およびその家族の心情に配慮した対応に努める。
さらに、関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車について、各種機会を利用して普及啓発に努めるほか、先進安全技術の限界や使用上の注意点等に対する理解の促進を図る。
- ・認知機能検査の機会等を通じて、認知症のおそれがある運転者の早期把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携を強化するなど態勢の強化を図る。

ウ 運転免許証の自主返納の推進

- ・加齢に伴う身体機能の低下等により自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族が相談することができる窓口の設置や運転免許課における自主返納窓口を拡充し、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進するとともに、運転免許証を自主返納する意思がありながら諸事情により、窓口に向くことが困難な方に対して代理人による申請を受け付けるなど、高齢者運転が自主的に運転免許を返納しやすい環境づくりを推進する。

(2) 運転免許自主返納に対する支援の推進

公共団体、民間企業等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等の支援措置を充実させ、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進する。

(3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教育の充実

指導（検定）員に対する指導教養の充実や、各自動車教習所に対する随時検査の実施等により、教習および検定等に係る水準の向上を図る。

イ 運転免許取得時における教育の実施

運転免許を新規に取得した者に対して「合格者のしおり」（運転免許課作成）を配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、安全運転のポイント等の教育を実施する。

(4) 運転者に対する再教育等の充実

ア 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習および更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容の充実を図るとともに各種講習用資器材や実車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進する。

イ 飲酒運転撲滅のために、取消処分者講習（飲酒取消講習のみ）において、飲酒運転防止 DVD を上映するほか、受講者に対し、アルコールのスクリーニングテストを

実施し、その結果を踏まえ、必要に応じアルコール依存症に関する相談窓口の記載されたパンフレットを配布する。

ウ 長期（90日以上）の停止処分者講習の受講者を対象に、月に一回、部外講師（滋賀県断酒同友会）を招き、飲酒による健康被害や運転への悪影響など講師自身の経験談を交えながら、心に響く講習（飲酒学級）を実施する。

(5) 二輪車安全運転対策の推進

ア 二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習等に対する積極的な支援等を行うなど、二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

イ 指定自動車教習所に対して、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた教習を実施するよう指導する。

ウ 原付免許取得時講習において、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた講習を実施する。

(6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

ア 更新時講習、停止処分者講習等において、シートベルトの着用効果やシートベルトの非着用時の事故事例等に基づいた講習を実施して着用の必要性を呼びかけ、着用の徹底を図る。関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果についての指導を徹底する。

イ 関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシートおよびヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進する。

(7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進

企業等に対して、経歴証明書の企業一括申請による分析表の取得をはじめとする各種運転経歴に係る証明書の活用等による安全運転管理等について教示し、自動車安全運転センターの通知および証明業務等の一層の充実を図る。

(8) 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全および利用者の保護を図るため、事業者に対する立入検査等を行い指導監督の強化とともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

(9) 危険な運転者の早期排除

交通事故や交通違反にかかる行政処分対象事案の早期上申・早期執行を図り悪質危険な運転者の早期排除を推進する。

種 別	(2)運転免許制度の改善
実施機関	警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

県民の立場に立った運転免許業務

2 計画の内容

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

更新時講習については、守山免許センター、米原サブセンターおよび各警察署で行っているが、新型コロナウイルス等感染防止対策を最優先に実施し、内容の充実したビデオ講習等により実施する。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

滋賀県警察公式ホームページから運転免許申請にかかる各種様式（運転免許申請書、記載事項変更届など）をダウンロードできるようにしているところであるが、定期的に構成を改善するなど、申請者の利便性を図る。

(3) 運転適性相談の適切な運用

一定の病気にかかっている者等に対する運転適性相談は、個人のプライバシーに深く関わるとともに、個人の権利・利益に直結する免許の継続の可否判断の基礎となるものであることから、県民の立場に配慮した適切な運用に努める。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

聴覚障害者が普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」を貼付するとともに、乗用車は車室内に、普通貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡を適切に取り付けることにより、運転することができる。また、原動機付自転車、小型特殊自動車、普通自動二輪車、大型自動二輪車については直接目視することにより、安全が確保できることから、特定後写鏡が無くても運転することができる。

これらの制度周知を図るため、補聴器条件を付された運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合の手続き等について情報発信を行う。

なお、補聴器条件の保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合には、申出により臨時適性検査と安全教育を受けて、特定後写鏡を活用した普通自動車を運転することが出来ることから、希望者に対する安全教育を実施する。

種 別	(3)安全運転管理の徹底
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

企業等における自主的な安全運転管理の推進および安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、経歴証明書の企業一括申請による分析表の取得をはじめとする各種運転経歴に係る証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導する。

また、安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所に対して、適切に対処する。安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対して指導する。

さらに、事業活動に伴う交通事故の防止を一層推進するため、安全運転サポート車、ドライブレコーダー、安全運転サポート車以外の車両にも装着が可能な安全装置の利用を働き掛ける。

(2) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

安全運転管理者等講習の効果を上げるため、講師の選定に配慮するほか、視聴覚教養を用いるなど、より効果的な方法による講習の実施を推進する。

また、講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。

(3) 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等について、車両の使用者等への通報制度を十分に活用するとともに、過積載運転、過労運転等については、違反者の取締りとどまらず、その使用者・荷主等に対する背後責任の追及を徹底する。あわせて、自動車の使用者に対する指示および使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

また、交通指導取締りおよび交通事故事件捜査の結果に基づき、所要の事項を関係機関・団体に通報・提言し、適切な行政措置と関係団体等による自主的な改善措置が講じられるよう積極的に働き掛けを行う。

種 別	(4)事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立
- (2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 新技術を活用した安全対策の推進
- (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
- (6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

2 計画の内容

(1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況に対する運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を適確に確認する。

自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付けるとともに、講習の実施者への民間参入を促進する。

(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

道路運送法等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。

さらに、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握するため、街頭監査を進めていく。

また、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

(3) 飲酒運転の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

(4) 新技術を活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、初任運転者や高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

県、市町および民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

種 別	(5)交通労働災害の防止等
実施機関	滋賀労働局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通労働災害防止対策の周知および指導
- (2) 交通労働災害防止対策を効果的に推進するための関係団体との連携
- (3) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の履行を確保するための監督指導および関係機関との連携

2 計画の内容

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月3日付け基発第0403001号）に基づく交通労働災害防止対策について、「交通労働災害防止対策の徹底について」（平成28年2月24日付け滋労発基0224第2号）に基づき指導の徹底を図る。
- (2) 交通労働災害の発生時においては、滋賀県警察本部交通部と連携し、原因の究明や同種災害の再発防止対策を図る。
- (3) 一般社団法人滋賀県トラック協会主催の交通安全フェアを後援し、参加勧奨を行うことで、交通労働災害防止のための意識啓発を行う。
また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部主催の安全衛生教育講習会等に講師として参加する。
- (4) 労働基準関係法令および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署による監督指導を実施するとともに、地方運輸機関等との連携を図る。

種 別	(6)道路交通に関連する情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

気象情報（自然現象）における道路交通に向けた取組として、道路情報板等を活用し、広く情報発信を行う。

2 計画の内容

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板による注意喚起等を引き続き実施する。

種 別	(6)道路交通に関連する情報の充実
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通の円滑に資する交通情報の迅速な収集・提供を行う。

2 計画の内容

交通情報を適正に収集・提供するための交通安全施設の整備を推進する。

種 別	(6)道路交通に関連する情報の充実
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に情報提供する。

2 計画の内容

冬期については、道路総合管理システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報提供を行う。また、道路が被災した場合については、速やかに道路情報提供装置で情報提供を行う。

第4節 車両の安全性の確保

種 別	(1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進
実施機関	滋賀運輸支局

計画の内容

(1) 先進安全自動車（ASV）の普及の促進

先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV）について、産学官の協力による ASV 推進検討会の下、車両の普及の促進を一層進める。

安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進する。

(2) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進等の車両安全対策を推進する。

種 別	(2)自動運転車の安全対策・活用の推進
-----	---------------------

実施機関	滋賀運輸支局
------	--------

計画の内容

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえよう取組を推進する。

種別	(3)自動車の検査および点検整備の充実
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車の検査の充実
- (2) 自動車点検整備の充実

2 計画の内容

(1) 自動車の検査の充実

道路運送車両（自動車、原動機付自転車、軽車両）の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応するため、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査を確実に実施する。

また、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化および検査体制の充実・強化を図る。

(2) 自動車点検整備の充実

ア 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、点検整備の確実な実施を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者と協力して展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会に、関係者に対し車両の保守管理について指導する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止を図る。

イ 不正改造車の排除

暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関および自動車関係団体と連携を図り「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化し、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等の不正改造防止の意識高揚を図る。

また、不正改造行為の禁止および不正改造車両に対する整備命令制度について、適確な運用に努める。

ウ 自動車特定整備事業の適正化および近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め指導する。

また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援

を進める。

エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備事業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリングを通じ自動車整備事業の現状について把握するとともに自動車整備事業が自動車の新技術および多様化するユーザーニーズ(使用者の求め)に対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした技術研修等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級整備士制度の活用を推進する。

オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、ペーパー車検等の不正事案が発生しており、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

種 別	(4)自転車の安全性の確保
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

自転車の安全性の確保

2 計画の内容

- ・薄暮時から夜間における自転車事故の防止を図るため、灯火の点灯の徹底と反射材用品の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。
さらに、近年、自転車と衝突した歩行者等が死傷する重大事故が後を絶たないこと等に鑑み、関係団体と連携し県内の学校等で自転車の安全点検促進活動や安全利用講習を行うなど、自転車利用者が定期的に制動装置、ハンドル等の点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。
- ・具体的な事件事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。
- ・自転車販売店等に対し、自転車の点検整備の励行や自転車に関するルールのお知らせ等を通じて、地域における自転車の安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会を通じて啓発に努める。
- ・夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。
- ・自転車事故により被害が大きくなりやすい、幼児、児童、生徒および高齢者の乗車用ヘルメットの着用を促進する。

第5節 道路交通秩序の維持

種 別	(1)交通の指導取締りの強化等
-----	-----------------

1 計画の実施方針および重点

効果的な指導取締りの強化

2 計画の内容

(1) 交通事故抑止に資する指導取締りの強化

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、横断歩行者等妨害、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、また県民から取締り要望の多い、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転および無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転および無免許運転の根絶に向けた取組みを推進する。

また引き続き、子ども、高齢者、障害者等の交通弱者の安全を確保するため、取締り場所の確保が困難な通学路や未就学児等が日常的に使用する道路において、歩行者保護対策の一環として可搬式速度違反自動取締装置を活用した交通指導取締りを推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を検証し、取締り計画に反映させるPDCAサイクルをより一層進める。

(2) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じて自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行う。また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による飲酒運転、無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等の危険性、迷惑性の高い違反行為に対して積極的に指導警告を行うとともに、指導警告に従わず違反を継続するなど悪質、危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を推進する。

(4) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および円滑な交通を実現する。

また、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反、積載重量違反等の取締りを強化する。

種 別	(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
- (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化
- (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

2 計画の内容

(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷行為処罰法第2条または第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実および研修等による捜査員の捜査力の一層の向上に努める。

(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3Dレーザースキャナやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等を活用し、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

種 別	(3)暴走族対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

計画の内容

(1) 取締り等の強化

ア 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め

共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、あらゆる法令の適用を検討し検挙の徹底を図る。

また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した場合には、管区警察局、関係都道府県警察間で情報の共有を図り、集会等の主催者に対する個別指導、検問、よう撃活動等を強化することにより、暴走行為等の封じ込め、検挙の徹底を図る。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反、車両の不正改造等の取締りを推進する。

また、車両の不正改造事案については、整備通告を実施するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化する。

ウ 暴走族グループ等の新規結成および再結成防止に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、新規結成および再組織化の防止を図る。

また、旧車會グループの中には、暴走族風に改造した旧型自動二輪車等を連ねて大規模な集会を行うなど、迷惑性が高いものもあることから実態の把握に努めるとともに、各種法令違反に対する徹底した取締りを行い、その解体を図る。

(2) 行政処分および再犯防止措置の徹底

暴走行為を行った者に対する運転免許の行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

さらに、共同危険行為等の重大違反唆しを行った者に対しても、積極的な行政処分の実施に努める。

また、再犯防止を徹底するため、暴走行為に使用された車両の没収（没取）措置について検察庁等への働き掛けを促進する。

(3) 総合的施策の推進

ア 関係機関等との連携強化

暴走族および少年の非行防止にかかる関係機関・団体等との連携強化を図る。

また、交通規制や暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい

施設の管理者への働きかけ、自動車修理業者等への暴走行為を助長する不正改造防止対策を推進する。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした暴走族加入阻止教室を開催し、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族追放気運の醸成

各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への国民の理解と協力の確保に努める。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

少年センターの相談活動や非行少年等の立ち直り支援事業（あすくる）等を活用して、県、市町、地域等がより一層連携し、暴走族少年を含めた非行少年等に対する立ち直りに向けた支援を実施し、再非行の防止を図る。

第6節 救助・救急活動の充実

種 別	(1)救助・救急体制の整備
実施機関	知事公室防災危機管理局、西日本高速道路（株）関西支社

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- (3) 救急救命士の養成・配置等の促進
- (4) 救助・救急用資機材の整備の推進
- (5) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進
- (6) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実
- (7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

2 計画の内容

(1) 救助体制の整備・拡充

昨今の交通事故形態の複雑多様化に対応するため、高度な救助用資機材や救助工車の更新整備を支援するなど救助体制の充実を図る。

(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

交通事故等により多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、防災ヘリコプターを効率的に運用するとともに、消防等の関係機関と訓練を実施するなど連携して救助・救急体制の充実を図る。

(3) 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場および搬送途上における応急処置）の充実のため、（一財）救急振興財団が実施する救急救命士養成講習等を活用し、各消防本部において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与および輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を

図る。

(4) 救助・救急用資機材の整備の推進

消防学校における救助・救急訓練用資機材の更新や整備を図るとともに、消防本部への救助工作車、救助用資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の更新整備を推進する。

(5) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防本部が、交通事故等による負傷者の搬送で防災ヘリコプターを活用することが有効と判断し出動要請した場合は、緊急運航要領および救急活動基準に基づき防災ヘリコプターを運航し、救急業務の推進を図る。

(6) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

救助・救急隊員の知識、技術の向上を図るため、最新の救助・救急技術等を取り入れるなど、消防学校における教育訓練の一層の充実を図る。

(7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

高速道路沿線の市町で組織する協議会の活動を支援し、高速道路における沿線市町の協力体制の強化および適切かつ効果的な救急業務の実施を推進する。

種 別	(2)救急医療体制の整備
実施機関	健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救急医療機関等の整備
- (2) ドクターヘリ事業の推進

2 計画の内容

(1) 救急医療機関等の整備

ア 小児科の病院群輪番制病院の運営に対して助成する。 (90,150千円)

イ 救命救急センターの運営に対して助成する。 (312,164千円)

ウ 円滑な救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行う。

(38,047千円)

(2) ドクターヘリ事業の推進

京滋ドクターヘリが円滑に運行できる環境を整えるため、啓発活動等を実施し、県民のドクターヘリ活動に対する理解を得る。 (480千円)

種 別	(3)救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	知事公室防災危機管理局

1 計画の実施方針および重点

救急関係機関の協力関係の確保等

2 計画の内容

医療機関と消防機関の連携を強化し、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図る。

第 7 節 被害者支援の充実と推進

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故相談活動の推進
- (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

2 計画の内容

(1) 交通事故相談活動の推進

- ア 地域における交通事故相談活動を充実するとともに、県内地方機関等における予約巡回相談を開設するなど、広く交通事故相談の機会を提供する。
- イ 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係援護機関、団体等との連絡調整を促進する。
- ウ 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。
- エ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、県ホームページやしらがメールおよび市町等の広報紙（誌）等の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、事故当事者に広く相談の機会を提供する。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

種 別	(2)交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
- (3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

2 計画の内容

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児援護団体である「公益財団法人おりづる会」の交通遺児援護事業の充実と運営の健全化を図るための補助を行う。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引き」を作成し、活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察署で実

施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を県民に広く周知するため、引き続きチラシやホームページによる情報発信と各市町、県警と連携し、毎日1日に街頭啓発を実施する等自転車の安全利用の啓発を行い、自転車の交通事故防止をさらに促進する。

また、同条例には自転車賠償保険の加入義務が規定されていることから、県内で自転車を利用する人が自転車賠償保険に加入するよう、より一層の周知を図る。

第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別	(1)道路交通の安全に関する研究開発の推進 (2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
実施機関	滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進
- (2) 高齢者の交通事故防止等に関する研究の推進
- (3) その他の研究の推進

2 計画の内容

(1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

交通流・量の総合的な管理を行い、交通の安全性・円滑性の向上を図るため、管制エリア内の新しい信号制御方法の調査・研究を行う。

(2) 高齢者の交通事故防止等に関する研究の推進

高齢者の交通事故防止対策を講じていくためには、高齢者の交通事故実態とともに、高齢者の行動特性を総合的・科学的に分析することが必要である。そのために、運転技能自動評価システム（オブジェ）による高齢ドライバーの運転挙動データや、横断歩行シミュレータによる高齢者の歩行データを活用するなどして交通事故分析の高度化・精緻化を図る。

また、これらの分析については、専門的な知見を有する大学やメーカーなどとの情報交換・共同研究を行うなどの産学官連携を推進する。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、県民に対する情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資するよう配慮する。

(3) その他の研究の推進

- ・滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を開催する他、同会議作業部会を活用し、学識経験者、道路管理者、交通管理者等々による現地検討会や対策検討立案を実施する。
- ・事故危険箇所、事故ゼロプラン等における対策効果検証を実施する。

- ・交通安全総点検を実施する。
- ・多様な側面を有する交通安全対策のより効果的、効率的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について長期的な予測の充実を図る。

第2章 鉄道交通の安全

種 別	(1)鉄道交通環境の整備
実施機関	近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理および補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を推進する。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設またはその線区を走行する車両もしくは運転速度が100km/hを超える車両またはその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

2 計画の内容

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
線路施設等の整備	軌道強化	12,647m	550,585
	線形	0m	0
	線路増設	0m	0
	橋りょう改良	1箇所	7,000
	駅改良	6箇所	571,011
	トンネル改良	0箇所	0
	防災・その他	12箇所	301,444

(2) 運転保安設備等の整備

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
運転保安設備等	自動閉そく信号	0箇所	0
	CTC化等	0箇所	0
	連動装置	0箇所	0
	ATS等	18箇所	23,000
	列車無線装置	0箇所	0
	信号機改良等	4箇所	7,000

種 別	(2)鉄道交通の安全に関する知識の普及
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホームおよび踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

種 別	(3)鉄道の安全な運行の確保
実施機関	近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (5) 運輸安全マネジメント評価の実施
- (6) 計画運休への取組

2 計画の内容

(1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設および車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適性な実施をは

じめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識および技能を保有させるための教育および訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等およびその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

(4) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国および鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故または災害発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。なお、情報提供を行うに当たっては、在留外国人および訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。

(5) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて、運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための安統管フォーラム（安全統括管理者会議）を平成29年10月に創設し、引き続き「横の連携」の場づくりを図っていく。また、運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を支援することを目的とした国土交通大臣表彰を平成29年5月に創設し、運輸安全マネジメントに関する取組に優れた事業者に対して毎年表彰を行っている。さらに運輸事業者が防災体制の構築と実践を進める際に参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント方針」を令和2年7月に策定し、運輸事業者による防災意識の向上および事前対策等を支援する取組の強化を図っていく。これらの取組などを行うことにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・充実を図る。

(6) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人および訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

種 別	(4)鉄道車両の安全性の確保
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

種 別	(5)救助・救急活動の充実
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

種 別	(6)被害者支援の推進
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

(1) 平時における取組

①被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

②事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

(2) 事故発生時の取組

①事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体および事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合わせ・相談に的確に対応するよう図る。

②中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

種 別	(1)踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進 (2)交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施 (3)踏切保安設備の整備 (4)踏切道の統廃合の促進 (5)その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置
実施機関	近畿運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、警察本部交通規制課、警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進
- (2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施
- (3) 踏切保安設備の整備
- (4) 踏切道の統廃合の促進
- (5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

2 計画の内容

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会のとりまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両論による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を促進する。

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切道の構造改良	3箇所	76,000
連続・単独立体交差の改築	1箇所	550,000

(2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施

踏切の利用実態や通行環境に応じた交通規制の見直しによる、踏切通行者の安全や通行車両等の円滑の確保に努める。

(3) 踏切保安設備の整備

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実態状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバークラック型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を進める。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切道の格上げ	0箇所	0
踏切保安設備	39箇所	78,000

(4) 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

(5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

さらに、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。平常時の交通の安全および円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報提供を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。

また、安全な避難および緊急輸送等を行うための道路について関係者と協議を行い、当該道路に係る踏切道が長時間遮断され迂回対応では大きく支障がきたす場合には、優先的に開放に向けて取組む必要がある踏切道を指定する。指定された踏切道については、関係者と調整を行い、開放に向けての連絡体制、対処方法等を定めて要領を作成し、訓練等定期的を実施する。また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

- ・踏切事故防止キャンペーン（令和3年11月1日～11月10日）
- ・春の全国交通安全運動（令和3年4月6日～4月15日）
- ・秋の全国交通安全運動（令和3年9月21日～9月30日）

西日本旅客鉄道株式会社が管理する踏切道において、踏切の無謀横断等により列車運行に支障が生じた踏切等を選定し、通告者に対してノベルティの配布や啓発のお声かけを実施する（キャンペーン名称：踏切事故防止キャンペーン）。

(参考資料)

全国・滋賀県・市町の交通統計

2020年 都道府県別交通事故発生状況

管 区	区分 都道府県	発 生 件 数			死 者			傷 者		
			増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率
北	海 道	7,898	△1,697	△17.7	144	△8	△5.3	9,043	△2,003	△18.1
東 北	青 森 県	2,436	△355	△12.7	28	△9	△24.3	2,939	△439	△13.0
	岩 手 県	1,658	△310	△15.8	46	1	2.2	1,953	△427	△17.9
	宮 城 県	4,487	△1,188	△20.9	44	△21	△32.3	5,483	△1,458	△21.0
	秋 田 県	1,377	△137	△9.0	37	△3	△7.5	1,655	△175	△9.6
	山 形 県	3,328	△964	△22.5	30	△2	△6.3	3,975	△1,160	△22.6
	福 島 県	3,266	△653	△16.7	57	△4	△6.6	3,857	△826	△17.6
東	京 都	25,642	△4,825	△15.8	155	22	16.5	28,888	△5,889	△16.9
関 東	茨 城 県	6,049	△1,398	△18.8	84	△23	△21.5	7,455	△1,917	△20.5
	栃 木 県	3,939	△614	△13.5	60	△22	△26.8	4,665	△956	△17.0
	群 馬 県	9,266	△2,565	△21.7	45	△16	△26.2	11,624	△3,221	△21.7
	埼 玉 県	17,115	△4,244	△19.9	121	△8	△6.2	20,443	△5,261	△20.5
	千 葉 県	12,873	△3,603	△21.9	128	△44	△25.6	15,415	△4,489	△22.6
	神 奈 川 県	20,630	△2,664	△11.4	140	8	6.1	23,904	△3,488	△12.7
	新 潟 県	3,076	△408	△11.7	64	△29	△31.2	3,547	△539	△13.2
	山 梨 県	2,146	△857	△28.5	21	△4	△16.0	2,650	△1,139	△30.1
	長 野 県	4,802	△1,479	△23.5	46	△19	△29.2	5,756	△1,803	△23.9
	静 岡 県	20,667	△4,435	△17.7	108	7	6.9	26,360	△6,131	△18.9
中 部	富 山 県	1,992	△361	△15.3	26	△8	△23.5	2,309	△387	△14.4
	石 川 県	2,025	△383	△15.9	40	9	29.0	2,325	△498	△17.6
	福 井 県	868	△300	△25.7	41	10	32.3	940	△393	△29.5
	岐 阜 県	3,052	△1,045	△25.5	43	△41	△48.8	3,851	△1,370	△26.2
	愛 知 県	24,879	△5,957	△19.3	154	△2	△1.3	29,559	△7,452	△20.1
	三 重 県	2,966	△681	△18.7	73	△2	△2.7	3,732	△956	△20.4
近 畿	滋 賀 県	2,893	△754	△20.7	49	△8	△14.0	3,555	△1,037	△22.6
	京 都 府	4,118	△1,065	△20.5	49	△6	△10.9	4,699	△1,372	△22.6
	大 阪 府	25,543	△5,371	△17.4	124	△6	△4.6	29,888	△6,776	△18.5
	兵 庫 県	17,352	△5,544	△24.2	110	△28	△20.3	20,489	△7,012	△25.5
	奈 良 県	2,790	△538	△16.2	25	△9	△26.5	3,441	△704	△17.0
	和 歌 山 県	1,585	△274	△14.7	18	△15	△45.5	1,851	△357	△16.2
中 国	鳥 取 県	628	△177	△22.0	17	△14	△45.2	749	△208	△21.7
	島 根 県	737	△190	△20.5	18	△7	△28.0	832	△226	△21.4
	岡 山 県	4,288	△402	△8.6	62	△13	△17.3	4,840	△475	△8.9
	広 島 県	4,779	△1,478	△23.6	71	△4	△5.3	5,648	△1,995	△26.1
	山 口 県	2,641	△568	△17.7	42	△3	△6.7	3,161	△761	△19.4
四 国	徳 島 県	2,165	△350	△13.9	20	△21	△51.2	2,567	△460	△15.2
	香 川 県	3,722	△815	△18.0	59	12	25.5	4,514	△1,011	△18.3
	愛 媛 県	2,404	△407	△14.5	48	6	14.3	2,671	△497	△15.7
	高 知 県	1,263	△293	△18.8	34	1	3.0	1,382	△318	△18.7
九 州	福 岡 県	21,495	△5,441	△20.2	91	△7	△7.1	27,575	△7,502	△21.4
	佐 賀 県	3,758	△1,282	△25.4	33	△1	△2.9	4,839	△1,874	△27.9
	長 崎 県	2,987	△972	△24.6	34	1	3.0	3,731	△1,371	△26.9
	熊 本 県	3,152	△952	△23.2	46	△23	△33.3	3,987	△1,105	△21.7
	大 分 県	2,437	△600	△19.8	43	2	4.9	3,020	△745	△19.8
	宮 崎 県	5,126	△1,495	△22.6	36	△3	△7.7	5,741	△1,691	△22.8
	鹿 児 島 県	4,070	△701	△14.7	53	△8	△13.1	4,678	△854	△15.4
	沖 縄 県	2,808	△1,267	△31.1	22	△14	△38.9	3,290	△1,571	△32.3
	計	309,178	△72,059	△18.9	2,839	△376	△11.7	369,476	△92,299	△20.0

(注) 警察庁電算集計による。

2020年 県内の各種交通事故発生状況(前年対比)

(1) 月 別

区分		月												計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
令和2年	件数	253	240	271	200	154	190	230	268	230	260	311	286	2,893	
	死者	3	6		1	2	6	7	5	4	3	6	6	49	
	傷者	重傷	30	36	29	28	14	24	21	25	30	25	53	39	354
		軽傷	286	262	314	205	170	211	277	310	268	286	320	292	3,201
			316	298	343	233	184	235	298	335	298	311	373	331	3,555
令和元年	件数	274	286	336	341	334	273	294	307	259	277	333	333	3,647	
	死者	7	7	3	3	9	7	1	6	4	3	4	3	57	
	傷者	重傷	32	25	24	42	42	31	32	45	30	36	43	39	421
		軽傷	335	326	402	392	418	291	324	349	285	300	391	358	4,171
			367	351	426	434	460	322	356	394	315	336	434	397	4,592
対比 (%)	件数	△ 21	△ 46	△ 65	△ 141	△ 180	△ 83	△ 64	△ 39	△ 29	△ 17	△ 22	△ 47	△ 754	
		△ 7.7	△ 16.1	△ 19.3	△ 41.3	△ 53.9	△ 30.4	△ 21.8	△ 12.7	△ 11.2	△ 6.1	△ 6.6	△ 14.1	△ 20.7	
	死者	△ 4	△ 1	△ 3	△ 2	△ 7	△ 1	6	△ 1			2	3	△ 8	
		△ 57.1	△ 14.3	△ 100.0	△ 66.7	△ 77.8	△ 14.3	600.0	△ 16.7			50.0	100.0	△ 14.0	
	傷者	重傷	△ 2	11	5	△ 14	△ 28	△ 7	△ 11	△ 20		△ 11	10		△ 67
			△ 6.3	44.0	20.8	△ 33.3	△ 66.7	△ 22.6	△ 34.4	△ 44.4		△ 30.6	23.3		△ 15.9
		軽傷	△ 49	△ 64	△ 88	△ 187	△ 248	△ 80	△ 47	△ 39	△ 17	△ 14	△ 71	△ 66	△ 970
			△ 14.6	△ 19.6	△ 21.9	△ 47.7	△ 59.3	△ 27.5	△ 14.5	△ 11.2	△ 6.0	△ 4.7	△ 18.2	△ 18.4	△ 23.3
	者	△ 51	△ 53	△ 83	△ 201	△ 276	△ 87	△ 58	△ 59	△ 17	△ 25	△ 61	△ 66	△ 1,037	
		△ 13.9	△ 15.1	△ 19.5	△ 46.3	△ 60.0	△ 27.0	△ 16.3	△ 15.0	△ 5.4	△ 7.4	△ 14.1	△ 16.6	△ 22.6	

(2) 曜日別

区分		曜日							計
		日	月	火	水	木	金	土	
件数		305	438	429	437	427	459	398	2,893
	前年比	△ 125	△ 96	△ 145	△ 105	△ 86	△ 98	△ 99	△ 754
	構成率	10.5	15.1	14.8	15.1	14.8	15.9	13.8	100.0
死者		3	6	5	8	12	9	6	49
	前年比	△ 6	△ 5		1	2	5	△ 5	△ 8
	構成率	6.1	12.2	10.2	16.3	24.5	18.4	12.2	100.0
傷者		412	527	516	537	503	533	527	3,555
	前年比	△ 196	△ 140	△ 192	△ 137	△ 113	△ 165	△ 94	△ 1,037
	構成率	11.6	14.8	14.5	15.1	14.1	15.0	14.8	100.0

(3) 時間帯別

区分		時間帯												計
		0 2	2 4	4 6	6 8	8 10	10 12	12 14	14 16	16 18	18 20	20 22	22 24	
件数		46	22	42	273	375	384	315	340	458	389	172	77	2,893
	前年比	△ 12	△ 7	△ 5	△ 116	△ 143	△ 36	△ 50	△ 88	△ 125	△ 97	△ 47	△ 28	△ 754
	構成率	1.6	0.8	1.5	9.4	13.0	13.3	10.9	11.8	15.8	13.4	5.9	2.7	100.0
死者		5		2	5	3	3	7	4	8	5	4	3	49
	前年比	1	△ 1	2	△ 1	△ 2	△ 3	3	△ 4	3	△ 6	2	△ 2	△ 8
	構成率	10.2		4.1	10.2	6.1	6.1	14.3	8.2	16.3	10.2	8.2	6.1	100.0
傷者		60	27	48	321	431	470	391	429	586	485	205	102	3,555
	前年比	△ 19	△ 10	△ 1	△ 113	△ 192	△ 71	△ 99	△ 151	△ 140	△ 133	△ 64	△ 44	△ 1,037
	構成率	1.7	0.8	1.4	9.0	12.1	13.2	11.0	12.1	16.5	13.6	5.8	2.9	100.0

(4) 道路別

道路 区分	国 道														小計	県 道	市 町 道	高 速 道 路 等	そ の 他	計
	1	8	21	161	303	306	307	365	367	421	422	477	湖 西 道 路							
件数	245	176	9	56	4	13	48	18	7	37	20	59	23	715	1,023	887	92	176	2,893	
前年比	△ 44	△ 51	△ 3	△ 1	△ 3	△ 4	△ 16	△ 9	△ 2	△ 8	△ 13	△ 13	△ 4	△ 171	△ 259	△ 235	△ 53	△ 36	△ 754	
構成率	8.5	6.1	0.3	1.9	0.1	0.4	1.7	0.6	0.2	1.3	0.7	2.0	0.8	24.7	35.4	30.7	3.2	6.1	100.0	
死者	1	2		2				1	1			1	2	10	20	15	2	2	49	
前年比	1		△ 1	△ 4			△ 1		△ 2			1	1	△ 5	2	1	△ 3	△ 3	△ 8	
構成率	2.0	4.1		4.1				2.0	2.0			2.0	4.1	20.4	40.8	30.6	4.1	4.1	100.0	
傷者	309	218	12	82	7	17	66	24	7	51	21	76	43	933	1,259	1,012	152	199	3,555	
前年比	△ 66	△ 67	△ 4	△ 4	△ 3	△ 6	△ 20	△ 12	△ 8	△ 9	△ 17	△ 14	△ 3	△ 233	△ 352	△ 270	△ 141	△ 41	△ 1,037	
構成率	8.7	6.1	0.3	2.3	0.2	0.5	1.9	0.7	0.2	1.4	0.6	2.1	1.2	26.2	35.4	28.5	4.3	5.6	100.0	

(5) 道路形状別

道路形状 区分	交差点					交差点付近					単路				踏 切	一 般 交 通 の 場 所	計
	信号機		無			信号機		無			トンネル	橋	カーブ 屈折	その他			
	点灯	点滅	環状 交差	その他	故障等	点灯	点滅	環状 交差	その他	故障等							
件数	388	31		614		319	4		248		17	40	123	943	2	164	2,893
前年比	△ 62	△ 3		△ 134		△ 77	△ 1		△ 66		△ 4	△ 5	△ 55	△ 323	△ 1	△ 23	△ 754
構成率	13.4	1.1		21.2		11.0	0.1		8.6		0.6	1.4	4.3	32.6	0.1	5.7	100.0
死者	8	1		10					2		2	3	8	14	1		49
前年比	4	△ 1							△ 2		2	1	△ 1	△ 7		△ 4	△ 8
構成率	16.3	2.0		20.4					4.1		4.1	6.1	16.3	28.6	2.0		100.0
傷者	432	43		703		413	5		294		24	54	157	1,243	1	186	3,555
前年比	△ 93	3		△ 126		△ 111	△ 3		△ 94		△ 21	△ 11	△ 93	△ 462	△ 1	△ 25	△ 1,037
構成率	12.2	1.2		19.8		11.6	0.1		8.3		0.7	1.5	4.4	35.0	0.0	5.2	100.0

(6) 事故類型別

事故 類型 区分	人 対 車 両			車 両 相 互					車 両 単 独			列車	計
	対背面 通行中	横断中	その他	正面 衝突	追突	出 会 い 頭	右左折 時	その他	工作物	路外 逸脱	その他		
件数	57	183	112	75	1,051	752	301	288	37	5	31	1	2,893
前年比	1	△ 41	△ 12	△ 24	△ 377	△ 154	△ 100	△ 24	△ 6	△ 6	△ 11		△ 754
構成率	2.0	6.3	3.9	2.6	36.3	26.0	10.4	10.0	1.3	0.2	1.1	0.0	100.0
死者	1	4	4	7	4	8	4	2	8	2	4	1	49
前年比	△ 1	△ 10	△ 2	2	△ 2	1	1	△ 1	4	△ 3	3		△ 8
構成率	2.0	8.2	8.2	14.3	8.2	16.3	8.2	4.1	16.3	4.1	8.2	2.0	100.0
傷者	56	184	108	111	1,461	879	326	356	39	3	32		3,555
前年比	2	△ 37	△ 12	△ 49	△ 634	△ 159	△ 114	△ 9	△ 6	△ 4	△ 15		△ 1,037
構成率	1.6	5.2	3.0	3.1	41.1	24.7	9.2	10.0	1.1	0.1	0.9		100.0

(7) 第1当事者の年齢層別

区分	年齢層	15	16	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	不	計
		歳以下	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳以上	明	
件数		40	109	353	253	194	186	237	272	234	191	188	188	177	252	19	2,893
前年比		△ 3	△ 29	△ 3	△ 58	△ 100	△ 115	△ 83	△ 60	△ 64	△ 22	△ 38	△ 51	△ 47	△ 48	△ 33	△ 754
構成率		1.4	3.8	12.2	8.7	6.7	6.4	8.2	9.4	8.1	6.6	6.5	6.5	6.1	8.7	0.7	100.0
死者			2	3	1	3	3	5	7	6	2	4	3	3	7		49
前年比			1	3		△ 1	△ 4	1	△ 3		△ 3		1	△ 1	△ 2		△ 8
構成率			4.1	6.1	2.0	6.1	6.1	10.2	14.3	12.2	4.1	8.2	6.1	6.1	14.3		100.0
傷者		42	137	449	334	231	244	291	328	284	238	225	222	213	295	22	3,555
前年比		△ 2	△ 41	△ 6	△ 95	△ 153	△ 149	△ 134	△ 74	△ 91	△ 19	△ 41	△ 86	△ 56	△ 56	△ 34	△ 1,037
構成率		1.2	3.9	12.6	9.4	6.5	6.9	8.2	9.2	8.0	6.7	6.3	6.2	6.0	8.3	0.6	100.0

(8) 第1当事者の車種別

区分	車種	乗用車					貨物車					特殊車	二輪車		軽車両		歩行者	不明	計
		大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽		自二	原付	自転車	その他			
件数		6	4		1,188	899	82	49	69	106	246	3	44	52	118		8	19	2,893
前年比		△ 3	△ 3		△ 340	△ 256	△ 9	△ 9	11	△ 6	△ 54	△ 2	△ 12	△ 15	△ 17		△ 6	△ 33	△ 754
構成率		0.2	0.1		41.1	31.1	2.8	1.7	2.4	3.7	8.5	0.1	1.5	1.8	4.1		0.3	0.7	100.0
死者			1		11	6	7	3		3	5	1	8	1	1		2		49
前年比		△ 1			△ 10	△ 4	1	3	△ 2	2			4	△ 1	△ 1		1		△ 8
構成率			2.0		22.4	12.2	14.3	6.1		6.1	10.2	2.0	16.3	2.0	2.0		4.1		100.0
傷者		12	3		1,518	1,077	106	55	90	133	308	2	44	56	123		6	22	3,555
前年比		△ 10	△ 5		△ 404	△ 376	△ 28	△ 37	9	△ 20	△ 79	△ 3	△ 17	△ 12	△ 14		△ 7	△ 34	△ 1,037
構成率		0.3	0.1		42.7	30.3	3.0	1.5	2.5	3.7	8.7	0.1	1.2	1.6	3.5		0.2	0.6	100.0

(9) 第1当事者の違反別

区分	違反	信号無視	歩行者害	通行区分	一時不停止	横断等止	優妨先通行害	右左折	安全運転義務違反				その他	歩行者の反	不明	計	
									運転転不操適	前方不注意漫然	脇見	安不確全認					
件数		146	188	82	237	138	196	111	157	190	285	256	617	263	8	19	2,893
前年比		△ 18	18	△ 25	△ 63	△ 63	△ 17	11	△ 9	△ 73	△ 128	△ 27	△ 239	△ 82	△ 6	△ 33	△ 754
構成率		5.0	6.5	2.8	8.2	4.8	6.8	3.8	5.4	6.6	9.9	8.8	21.3	9.1	0.3	0.7	100.0
死者		5	1	2	1		4		4	4	5	2	10	9	2		49
前年比		3	△ 2		△ 1	△ 1			2	△ 4	△ 5		2	△ 3	1		△ 8
構成率		10.2	2.0	4.1	2.0		8.2		8.2	8.2	10.2	4.1	20.4	18.4	4.1		100.0
傷者		181	190	117	284	156	241	119	195	255	375	276	844	294	6	22	3,555
前年比		△ 30	15	△ 45	△ 59	△ 61	△ 16	14		△ 139	△ 192	△ 33	△ 356	△ 94	△ 7	△ 34	△ 1,037
構成率		5.1	5.3	3.3	8.0	4.4	6.8	3.3	5.5	7.2	10.5	7.8	23.7	8.3	0.2	0.6	100.0

(10) 死傷者の年齢層別

区分	年齢層		20 の歳 他未 の満	20 〜 24 歳	25 〜 29 歳	30 〜 34 歳	35 〜 39 歳	40 〜 44 歳	45 〜 49 歳	50 〜 54 歳	55 〜 59 歳	60 〜 64 歳	65 〜 69 歳	70 〜 74 歳	75 歳 以 上	計
	こ ど も	高 校 生														
死者	2	2	2	6	1	1	2	2	3	3		3	4	4	14	49
前年比	△ 3	1	1	3	△ 1	1	2		△ 5	2	△ 3		1	△ 1	△ 6	△ 8
構成率	4.1	4.1	4.1	12.2	2.0	2.0	4.1	4.1	6.1	6.1		6.1	8.2	8.2	28.6	100.0
傷者	183	103	122	340	322	295	282	310	363	310	246	194	134	126	225	3,555
前年比	△ 119	△ 28	△ 26	△ 92	△ 84	△ 109	△ 127	△ 106	△ 57	△ 73	△ 50	△ 9	△ 65	△ 72	△ 20	△ 1,037
構成率	5.1	2.9	3.4	9.6	9.1	8.3	7.9	8.7	10.2	8.7	6.9	5.5	3.8	3.5	6.3	100.0

(注) こどもとは中学生以下をいう。

(11) 死傷者の状態別

区分	状態		自動二輪		原付		自動車		その他	計
	歩行中	自転車 乗用中	運転中	同乗中	運転中	同乗中	運転中	同乗中		
死者	11	5	8	2	2		17	4		49
前年比	△ 14	△ 1	1	2			9	△ 5		△ 8
構成率	22.4	10.2	16.3	4.1	4.1		34.7	8.2		100.0
傷者	352	473	196	12	166		1,810	546		3,555
前年比	△ 58	△ 147	△ 11	6	△ 39		△ 545	△ 235	△ 8	△ 1,037
構成率	9.9	13.3	5.5	0.3	4.7		50.9	15.4		100.0

(注) その他は、列車・その他軽車両乗車中、歩行者以外の道路上の人および道路外の人等をいう。

2020年 発生市町別各種交通事故発生状況

発生市町	区分	全事故			死亡事故		歩行者事故			自転車事故				
		件数	死者	傷者	件数	死者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者
大津市		733	9	877	9	9	114	15.6	2	115	122	16.6		119
彦根市		219	5	263	5	5	31	14.2	1	30	36	16.4		36
長浜市		189	6	227	6	6	17	9.0		18	34	18.0	3	31
近江八幡市		159	4	200	4	4	17	10.7	1	16	22	13.8		23
草津市		290	3	343	3	3	44	15.2	1	44	74	25.5		75
守山市		154	2	182	2	2	21	13.6	1	20	37	24.0	1	35
栗東市		137	2	156	2	2	18	13.1	1	17	29	21.2		29
甲賀市		144	3	171	3	3	10	6.9		11	24	16.7		23
野洲市		110	4	138	4	4	7	6.4		7	16	14.5		16
湖南市		134	2	171	2	2	14	10.4	1	14	20	14.9		20
高島市		78		111			12	15.4		12	11	14.1		10
東近江市		221	1	280	1	1	20	9.0		20	35	15.8		34
米原市		83	1	104	1	1	10	12.0		11	8	9.6		7
日野町		23		33			1	4.3		1	5	21.7		5
竜王町		42	2	45	2	2	3	7.1	1	2	1	2.4		1
愛荘町		45		56			6	13.3		6	5	11.1		5
豊郷町		17	1	18	1	1	2	11.8		2	5	29.4	1	4
甲良町		9		13										
多賀町		14	2	15	2	2	3	21.4	1	4				
高速道路等		92	2	152	2	2	3	3.3	1	2				
合計		2,893	49	3,555	49	49	353	12.2	11	352	484	16.7	5	473

発生 市町	区分	子 ども の 事 故				高 齢 者 の 事 故					
		死 者	傷 者	死 傷 者	全事故件数 に占める率	件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者	死 傷 者	全事故件数 に占める率
	大 津 市		48	48	5.4	259	35.3	3	119	122	13.8
	彦 根 市		15	15	5.6	66	30.1	2	39	41	15.3
	長 浜 市		10	10	4.3	67	35.4	2	30	32	13.7
	近 江 八 幡 市		13	13	6.4	50	31.4	2	26	28	13.7
	草 津 市		21	21	6.1	79	27.2	2	37	39	11.3
	守 山 市	1	7	8	4.3	44	28.6	1	25	26	14.1
	栗 東 市	1	7	8	5.1	34	24.8		17	17	10.8
	甲 賀 市		9	9	5.2	48	33.3	2	22	24	13.8
	野 洲 市		5	5	3.5	28	25.5	1	16	17	12.0
	湖 南 市		11	11	6.4	39	29.1	2	20	22	12.7
	高 島 市		11	11	9.9	37	47.4		28	28	25.2
	東 近 江 市		10	10	3.6	72	32.6	1	49	50	17.8
	米 原 市		4	4	3.8	33	39.8		20	20	19.0
	日 野 町		2	2	6.1	8	34.8		7	7	21.2
	竜 王 町		1	1	2.1	9	21.4	1	3	4	8.5
	愛 荘 町		3	3	5.4	14	31.1		8	8	14.3
	豊 郷 町		1	1	5.3	8	47.1	1	3	4	21.1
	甲 良 町					2	22.2		1	1	7.7
	多 賀 町		1	1	5.9	3	21.4	1	3	4	23.5
	高 速 道 路 等		4	4	2.6	14	15.2	1	12	13	8.4
	合 計	2	183	185	5.1	914	31.6	22	485	507	14.1

発生 市町	区分	二 輪 車 事 故				高 校 生 の 事 故				交 差 点 事 故			
		件数	全事故件数 に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数 に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数 に占める率	死者	傷者
大 津 市		170	23.2	1	163	20	2.7		26	253	34.5	2	267
彦 根 市		19	8.7	2	14	7	3.2		10	70	32.0	3	74
長 浜 市		18	9.5	1	20	10	5.3		9	92	48.7	5	103
近 江 八 幡 市		13	8.2		12	2	1.3		1	59	37.1	1	70
草 津 市		51	17.6	1	51	11	3.8		12	116	40.0	1	133
守 山 市		14	9.1		12	2	1.3		1	62	40.3		69
栗 東 市		24	17.5	1	21	5	3.6		5	51	37.2	2	53
甲 賀 市		16	11.1	1	15	9	6.3		8	54	37.5	1	62
野 洲 市		12	10.9	3	9	4	3.6	1	5	37	33.6	2	45
湖 南 市		13	9.7		11	3	2.2		6	54	40.3	2	64
高 島 市		8	10.3		8	1	1.3		1	36	46.2		53
東 近 江 市		16	7.2		17	8	3.6		9	78	35.3		96
米 原 市		9	10.8	1	8	2	2.4	1	2	26	31.3		30
日 野 町						2	8.7		3	9	39.1		13
竜 王 町		3	7.1		3					6	14.3		6
愛 荘 町		4	8.9		5	1	2.2		4	12	26.7		17
豊 郷 町		1	5.9		1	1	5.9		1	6	35.3		7
甲 良 町		2	22.2		2					5	55.6		7
多 賀 町		2	14.3	1						7	50.0		9
高 速 道 路 等		2	2.2		2								
合 計		397	13.7	12	374	88	3.0	2	103	1,033	35.7	19	1,178

発生 市町	区分	女性ドライバー事故				若年ドライバー事故				高齢ドライバー事故			
		件数	全事故件数 に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数 に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数 に占める率	死者	傷者
大津市		202	27.6	2	239	118	16.1	1	154	176	24.0	3	207
彦根市		76	34.7	2	94	33	15.1		41	47	21.5	1	53
長浜市		60	31.7	1	73	26	13.8		35	44	23.3		51
近江八幡市		50	31.4		65	23	14.5	1	27	34	21.4		43
草津市		83	28.6	1	93	43	14.8	1	50	52	17.9	1	58
守山市		56	36.4	1	69	25	16.2		30	22	14.3	1	28
栗東市		31	22.6		35	22	16.1		27	22	16.1		24
甲賀市		39	27.1	2	44	18	12.5		24	33	22.9	2	37
野洲市		31	28.2		37	15	13.6	1	25	15	13.6	1	16
湖南市		30	22.4		36	16	11.9		18	27	20.1		36
高島市		22	28.2		37	8	10.3		10	24	30.8		36
東近江市		68	30.8	1	88	32	14.5		42	46	20.8		59
米原市		19	22.9	1	20	17	20.5	1	19	20	24.1		23
日野町		6	26.1		9	3	13.0		6	5	21.7		7
竜王町		14	33.3	1	16	4	9.5		5	7	16.7	1	6
愛荘町		9	20.0		9	9	20.0		11	9	20.0		11
豊郷町		5	29.4		6	4	23.5		5	3	17.6		3
甲良町		2	22.2		3	2	22.2		3	1	11.1		1
多賀町		5	35.7		7	4	28.6		6	1	7.1		1
高速道路等		7	7.6		9	12	13.0		20	9	9.8		13
合計		815	28.2	12	989	434	15.0	5	558	597	20.6	10	713

令和3年度滋賀県交通安全実施計画

令和4年(2022年)2月発行

編集・発行：滋賀県土木交通部道路保全課

滋賀県交通安全対策会議

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話：077-528-3682

